

マイナ保険証をお持ちの方へ

「資格情報のお知らせ」を送付します

今回『資格情報のお知らせ』を送付した対象者

70 歳から 74 歳までの方（毎年8月1日から新しい有効期限・負担割合に更新されます）。

70歳未満の方へは原則、『資格情報のお知らせ』は送りません

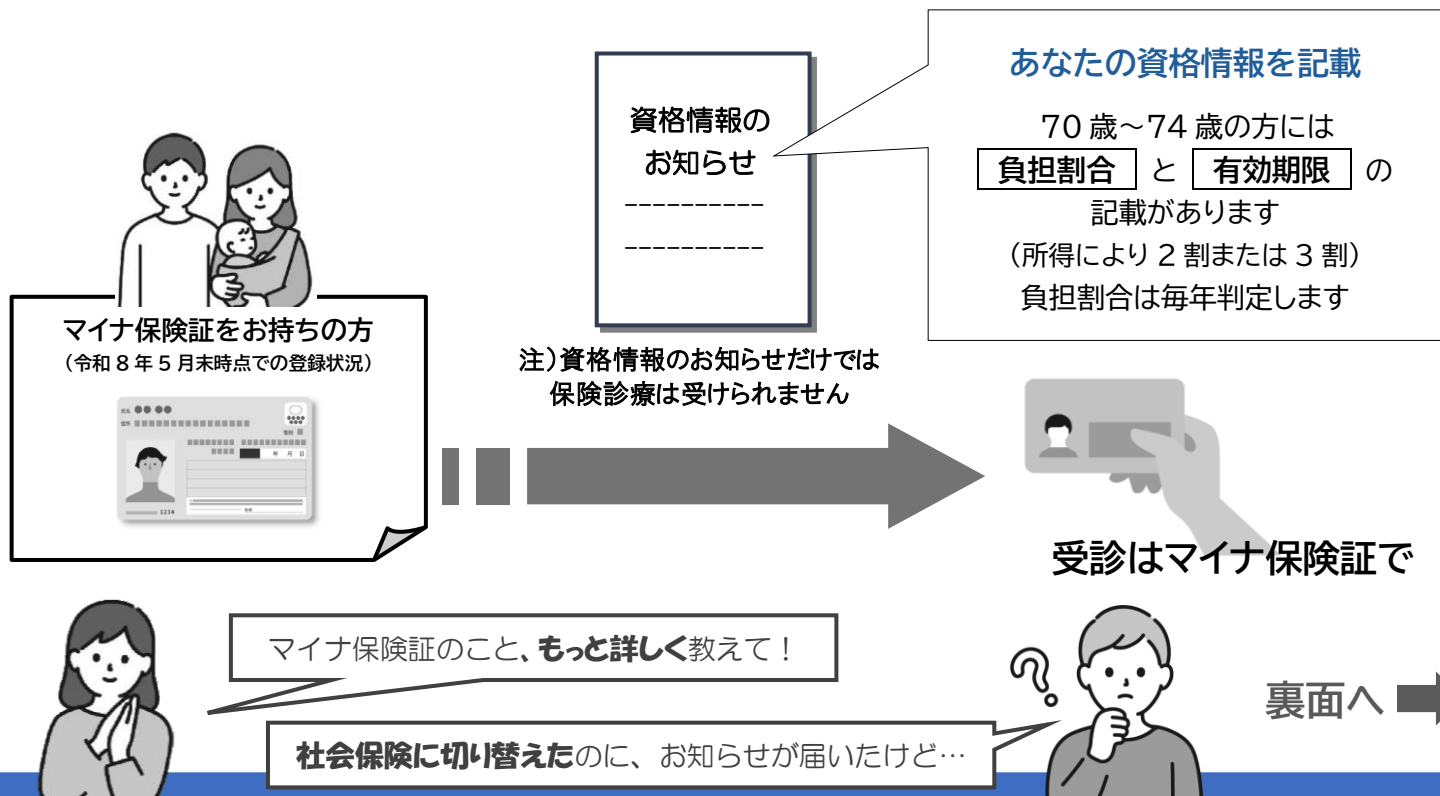
【注意】70 歳未満の方で、氏名や住所などの情報に変更があった方には送付いたします（有効期限はありません）。

『資格情報のお知らせ』とは

- 加入者の氏名、被保険者記号・番号、適用開始年月日（資格取得日）を記載しています。
- カードリーダーの不具合等により医療機関等でマイナ保険証が使えないときには、マイナンバーカードに『資格情報のお知らせ』を併せて提示することで、いつもどおり保険診療が受けられます。

同じ世帯でも、次の方には別便が届きます

- ①マイナ保険証をお持ちでない国民健康保険加入者（『資格確認書』を別途送付します）
- ②後期高齢者医療制度の加入者（『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』を別途送付します）



問い合わせ先 東松山市役所保険年金課

TEL:0493-23-2221 内線 111～113

FAX:0493-23-0076

Q. 受診時にはマイナ保険証を使っています。
『資格情報のお知らせ』はずっと、持っていないといけないのでしょうか？

A. 『資格情報のお知らせ』は、大切に保管していただくようお願いします。



『資格情報のお知らせ』は、マイナ保険証をお持ちの方がご自身の資格情報を簡易に確認できるよう交付されるもので、70 歳から 74 歳までの方には毎年発行となります。

医療機関でマイナ保険証が使えない場合にはマイナ保険証と『資格情報のお知らせ』を併せて提示することで受診できるという役割もあります。

なお、『資格情報のお知らせ』を紛失、破損してしまった場合には、再発行できます。

※70 歳未満の方でも、資格情報に変更があった場合は、改めて交付されます。

Q. マイナ保険証を持っているのですが、資格確認書も手元に持っておきたいです。
発行できますか？

A. マイナ保険証での受診が困難な方は、申請により資格確認書の交付が受けられます。



医療機関等の受診時に介助が必要な次の方については、資格確認書の交付を申請できます。

申請方法は東松山市ホームページをご覧ください。保険年金課へお問い合わせください。

【東松山市ホームページ「介助 資格確認書」で検索】

対象者	①要介護認定を受けている方	②障害者手帳の交付を受けている方
	③成年後見人の支援を受けている方	④その他個別事情のある方(要相談)

社会保険に加入したときは“国民健康保険の脱退手続き”

社会保険など他保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。次の書類をご用意のうえ、保険年金課窓口または下記 QR コードから脱退の届出をおこなってください。

なお、75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、手続きは不要です。

- ① 新しく加入した健康保険から交付された次のいずれか(資格情報のお知らせ・資格確認書・資格証明書)
- ② 使わなくなった国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(お持ちの方)
- ③ マイナンバーカード(お持ちの方)



東松山市
電子申請・届け出サービス

70 歳・75 歳になる方へのお知らせ

令和 9 年 7 月 31 日までに 70 歳になる方は、誕生日の翌月 1 日(誕生日が 1 日の方は当月)から所得等の状況に応じて、医療費の負担割合が2割または3割になります。誕生日月の20日頃に負担割合を記載した『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』を送付します。

令和 9 年 7 月 31 日までに 75 歳になられる方は、誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、有効期限が誕生日前日となります。誕生日までに埼玉県後期高齢者医療広域連合から『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』が送られてきますのでご自身での手続きは不要です。